

平成25年度行政評価委員会政策評価部会分科会 審議結果報告書

担当分科会		審議対象	審議報告書 掲載ページ
第1分科会 ◎堀切川一男委員 足立千佳子委員 成田由加里委員	宮城の将来ビジョンの体系	政策1(構成施策:1~3)	P. 1~4
		政策2(構成施策:4・5)	P. 5~7
		政策3(構成施策:6・7)	P. 8~10
		政策4(構成施策:8・9)	P. 11~13
		政策5(構成施策:10~12)	P. 14~17
	宮城県震災復興計画の体系	政策3(構成施策:1~3)	P. 18~21
		政策4(構成施策:1~4)	P. 22~26
第2分科会 ◎小坂健委員 折腹実己子委員 本図愛実委員 安藤朝夫委員 (宮城の将来ビジョンの体系の政策9)	宮城の将来ビジョンの体系	政策6(構成施策:13・14)	P. 27~29
		政策7(構成施策:15~17)	P. 30~33
		政策8(構成施策:18~23)	P. 34~40
		政策9(構成施策:24)	P. 41~42
		政策10(構成施策:25・26)	P. 43~45
	宮城県震災復興計画の体系	政策2(構成施策:1~3)	P. 46~49
		政策6(構成施策:1~3)	P. 50~53
第3分科会 ◎安藤朝夫委員 井上千弘委員 山本玲子委員	宮城の将来ビジョンの体系	政策11(構成施策:27・28)	P. 54~56
		政策12(構成施策:29)	P. 57~58
		政策13(構成施策:30)	P. 59~60
		政策14(構成施策:31~33)	P. 61~64
	宮城県震災復興計画の体系	政策1(構成施策:1~3)	P. 65~68
		政策5(構成施策:1~4)	P. 69~73
		政策7(構成施策:1~4)	P. 74~78

※◎は分科会長

平成25年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【政策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策1 育成・誘致による県内製造業の集積促進(県の評価原案:概ね順調)

施策1 地域経済を力強くけん引するものづくり産業(製造業)の振興(県の評価原案:概ね順調)

施策2 産学官の連携による高度技術産業の集積促進(県の評価原案:概ね順調)

施策3 豊かな農林水産資源と結びついた食品製造業の振興(県の評価原案:概ね順調)

第1分科会

□県の評価「政策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

施策1については、設定されている目標指標だけでは、施策の成果を把握するデータとしては不十分である。目標指標を補完できるようなデータや取組を用いて成果の把握に努めるなど、政策の成果をより分かりやすく示す工夫が必要であると考え。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

施策1の課題と対応方針については、施策の評価及びその理由を踏まえ、分かりやすく記載する必要があると考える。

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成25年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策1 育成・誘致による県内製造業の集積促進(県の評価原案:概ね順調)

施策1 地域経済を力強くけん引するものづくり産業(製造業)の振興(県の評価原案:概ね順調)

施策2 産学官の連携による高度技術産業の集積促進(県の評価原案:概ね順調)

施策3 豊かな農林水産資源と結びついた食品製造業の振興(県の評価原案:概ね順調)

第1分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が次のとおり不十分で、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価の妥当性を認めることができない。最終評価を行うに当たり、評価内容を検討する必要があると判断される。

設定されている目標指標の「企業集積等による雇用機会の創出数」は、平成24年度の目標値が設定されていないため、施策の成果を把握することができない。また、設定されている目標指標だけでは、施策の成果を把握するデータとしては、不十分である。目標指標を補完できるようなデータや事業の実績及び成果等を踏まえて、評価する必要がある。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある】

課題と対応方針については、施策の評価及びその理由を踏まえ、分かりやすく記載する必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成25年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策1 育成・誘致による県内製造業の集積促進(県の評価原案:概ね順調)

施策1 地域経済を力強くけん引するものづくり産業(製造業)の振興(県の評価原案:概ね順調)

施策2 産学官の連携による高度技術産業の集積促進(県の評価原案:概ね順調)

施策3 豊かな農林水産資源と結びついた食品製造業の振興(県の評価原案:概ね順調)

第1分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

産学官連携に関する社会経済情勢や具体的な事業の実績及び成果等を用いて、評価の理由をより分かりやすく示す工夫が必要であると考えます。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある】

課題と対応方針については、課題を十分に踏まえ、その対応方針を分かりやすく記載する必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成25年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策1 育成・誘致による県内製造業の集積促進(県の評価原案:概ね順調)

施策1 地域経済を力強くけん引するものづくり産業(製造業)の振興(県の評価原案:概ね順調)

施策2 産学官の連携による高度技術産業の集積促進(県の評価原案:概ね順調)

施策3 豊かな農林水産資源と結びついた食品製造業の振興(県の評価原案:概ね順調)

第1分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある 】

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成25年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【政策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策2 観光資源, 知的資産を活用した商業・サービス産業の強化(県の評価原案: やや遅れている)

施策4 高付加価値型サービス産業・情報産業及び地域商業の振興(県の評価原案: やや遅れている)

施策5 地域が潤う, 訪れてよしの観光王国みやぎの実現(県の評価原案: やや遅れている)

第1分科会

□県の評価「政策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの, 政策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は, 妥当であると判断される。

施策5については, 復興ツーリズムのニーズを踏まえた対応についても, 評価の理由に具体的に記載する必要があるので考える。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について, 「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき, 判定をお願いします。また, そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に, 意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ ない ・ ある】

施策5の課題と対応方針については, 「地域が潤う, 訪れてよしの観光王国みやぎの実現」に係る具体的な取組を掲げるなど, 分かりやすく記載する必要があるので考える。

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について, 課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか, 対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき, 原案に対して意見がある場合には, 意見の内容を具体的に御記入願います。

平成25年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策2 観光資源, 知的資産を活用した商業・サービス産業の強化(県の評価原案: やや遅れている)

施策4 高付加価値型サービス産業・情報産業及び地域商業の振興(県の評価原案: やや遅れている)

施策5 地域が潤う, 訪れてよしの観光王国みやぎの実現(県の評価原案: やや遅れている)

第1分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり, 施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は, 妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について, 評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき, 判定をお願いします。また, そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に, 意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある 】

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について, 課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか, 対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき, 原案に対して意見がある場合には, 意見の内容を具体的に御記入願います。

平成25年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策2 観光資源, 知的資産を活用した商業・サービス産業の強化(県の評価原案: やや遅れている)

施策4 高付加価値型サービス産業・情報産業及び地域商業の振興(県の評価原案: やや遅れている)

施策5 地域が潤う, 訪れてよしの観光王国みやぎの実現(県の評価原案: やや遅れている)

第1分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの, 施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は, 妥当であると判断される。

復興ツーリズムのニーズを踏まえた対応についても, 評価の理由に具体的に記載する必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について, 評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき, 判定をお願いします。また, そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に, 意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

課題と対応方針については, 「地域が潤う, 訪れてよしの観光王国みやぎの実現」に係る具体的な取組を掲げるなど, 分かりやすく記載する必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について, 課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか, 対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき, 原案に対して意見がある場合には, 意見の内容を具体的に御記入願います。

(平成25年6月3日(月)開催)

平成25年度政策評価部会分科会 審議結果報告書 【政策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策3 地域経済を支える農林水産業の競争力強化(県の評価原案:概ね順調)

施策6 競争力ある農林水産業への転換(県の評価原案:概ね順調)

施策7 地産地消や食育を通じた需要の創出と食の安全安心の確保(県の評価原案:概ね順調)

第1分科会

□県の評価「政策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

施策6については、六次産業化の取組等を用いて成果の把握に努めるなど、評価の理由をより分かりやすく示す工夫が必要であると考えます。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

課題と対応方針については、目標指標の達成状況等を踏まえ、分かりやすく記載する必要があると考えます。

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成25年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策3 地域経済を支える農林水産業の競争力強化(県の評価原案:概ね順調)

施策6 競争力ある農林水産業への転換(県の評価原案:概ね順調)

施策7 地産地消や食育を通じた需要の創出と食の安全安心の確保(県の評価原案:概ね順調)

第1分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

設定されている目標指標だけでは、施策の成果を十分に把握することができない。目標指標を補完できるようなデータや、施策を取り巻く環境及び社会経済情勢の変化を見据えた六次産業化の取組等を用いて成果の把握に努めるなど、施策の成果をより分かりやすく示す工夫が必要であると考え。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ ない ・ ある】

課題と対応方針については、目標指標の達成状況等を踏まえ、分かりやすく記載する必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

(平成25年6月3日(月)開催)

平成25年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策3 地域経済を支える農林水産業の競争力強化(県の評価原案:概ね順調)

施策6 競争力ある農林水産業への転換(県の評価原案:概ね順調)

施策7 地産地消や食育を通じた需要の創出と食の安全安心の確保(県の評価原案:概ね順調)

第1分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある 】

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成25年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【政策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策4 アジアに開かれた広域経済圏の形成(県の評価原案: やや遅れている)

施策8 県内企業のグローバルビジネスの推進と外資系企業の立地促進(県の評価原案: やや遅れている)

施策9 自律的に発展できる経済システム構築に向けた広域経済圏の形成(県の評価原案: やや遅れている)

第1分科会

□県の評価「政策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、政策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が な い あ る 】

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成25年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策4 アジアに開かれた広域経済圏の形成(県の評価原案: やや遅れている)

施策8 県内企業のグローバルビジネスの推進と外資系企業の立地促進(県の評価原案: やや遅れている)

施策9 自律的に発展できる経済システム構築に向けた広域経済圏の形成(県の評価原案: やや遅れている)

第1分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が な い あ る 】

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成25年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策4 アジアに開かれた広域経済圏の形成(県の評価原案: やや遅れている)

施策8 県内企業のグローバルビジネスの推進と外資系企業の立地促進(県の評価原案: やや遅れている)

施策9 自律的に発展できる経済システム構築に向けた広域経済圏の形成(県の評価原案: やや遅れている)

第1分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が な い あ る 】

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成25年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【政策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

- 政策5 産業競争力の強化に向けた条件整備(県の評価原案:概ね順調)
- 施策10 産業活動の基礎となる人材の育成・確保(県の評価原案:概ね順調)
- 施策11 経営力の向上と経営基盤の強化(県の評価原案:順調)
- 施策12 宮城の飛躍を支える産業基盤の整備(県の評価原案:概ね順調)

第1分科会

□県の評価「政策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

施策11については、目標指標の状況、農業を取り巻く社会経済情勢や事業の実績及び成果等の数値を用いて、政策の成果を分かりやすく示す工夫が必要であると考えます。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある 】

施策10の課題と対応方針については、対象者や業種に応じた取組を記載するなど、より分かりやすく具体的に示す必要があると考えます。

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成25年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策5 産業競争力の強化に向けた条件整備(県の評価原案:概ね順調)

施策10 産業活動の基礎となる人材の育成・確保(県の評価原案:概ね順調)

施策11 経営力の向上と経営基盤の強化(県の評価原案:順調)

施策12 宮城の飛躍を支える産業基盤の整備(県の評価原案:概ね順調)

第1分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある】

課題と対応方針については、対象者や業種に応じた取組を記載するなど、より分かりやすく具体的に示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成25年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策5 産業競争力の強化に向けた条件整備(県の評価原案:概ね順調)

施策10 産業活動の基礎となる人材の育成・確保(県の評価原案:概ね順調)

施策11 経営力の向上と経営基盤の強化(県の評価原案:順調)

施策12 宮城の飛躍を支える産業基盤の整備(県の評価原案:概ね順調)

第1分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

目標指標の状況、農業を取り巻く社会経済情勢や事業の実績及び成果等の数値を用いて、評価の理由を分かりやすく示す工夫が必要であると考えます。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある 】

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成25年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策5 産業競争力の強化に向けた条件整備(県の評価原案:概ね順調)

施策10 産業活動の基礎となる人材の育成・確保(県の評価原案:概ね順調)

施策11 経営力の向上と経営基盤の強化(県の評価原案:順調)

施策12 宮城の飛躍を支える産業基盤の整備(県の評価原案:概ね順調)

第1分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある 】

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成25年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【政策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策3 「富県宮城の実現」に向けた経済基盤の再構築 (県の評価原案: やや遅れている)

- 施策1 ものづくり産業の復興(県の評価原案: やや遅れている)
- 施策2 商業・観光の再生(県の評価原案: やや遅れている)
- 施策3 雇用の維持・確保(県の評価原案: やや遅れている)

第1分科会

□県の評価「政策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、政策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

施策2については、復興ツーリズムのニーズを踏まえた対応についても、評価の理由に具体的に記載する必要があると考える。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が な い あ る】

被災地における震災研修に県内観光を加えた復興ツーリズムの取組を掲げるとともに、雇用者側及び非雇用者側のそれぞれの観点から、分かりやすく記載する必要があると考える。

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成25年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策3 「富県宮城の実現」に向けた経済基盤の再構築 (県の評価原案: やや遅れている)

施策1 ものづくり産業の復興(県の評価原案: やや遅れている)

施策2 商業・観光の再生(県の評価原案: やや遅れている)

施策3 雇用の維持・確保(県の評価原案: やや遅れている)

第1分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある 】

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成25年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策3 「富県宮城の実現」に向けた経済基盤の再構築 (県の評価原案: やや遅れている)

施策1 ものづくり産業の復興(県の評価原案: やや遅れている)

施策2 商業・観光の再生(県の評価原案: やや遅れている)

施策3 雇用の維持・確保(県の評価原案: やや遅れている)

第1分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

復興ツーリズムのニーズを踏まえた対応についても、評価の理由に具体的に記載する必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

課題と対応方針については、被災地における震災研修に県内観光を加えた復興ツーリズムの取組を掲げるなど、分かりやすく記載する必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成25年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策3 「富県宮城の実現」に向けた経済基盤の再構築 (県の評価原案: やや遅れている)

施策1 ものづくり産業の復興(県の評価原案: やや遅れている)

施策2 商業・観光の再生(県の評価原案: やや遅れている)

施策3 雇用の維持・確保(県の評価原案: やや遅れている)

第1分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

課題と対応方針については、雇用者側及び非雇用者側のそれぞれの観点から、分かりやすく記載する必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成25年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【政策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策4 農林水産業の早期復興(県の評価原案: やや遅れている)

施策1 魅力ある農業・農村の再興(県の評価原案: 概ね順調)

施策2 活力ある林業の再生(県の評価原案: 概ね順調)

施策3 新たな水産業の創造(県の評価原案: やや遅れている)

施策4 一次産業を牽引する食産業の振興(県の評価原案: やや遅れている)

第1分科会

□県の評価「政策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、政策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

施策3及び施策4の課題と対応方針については、事業の成果や県民意識を踏まえ、分かりやすく記載する必要があると考える。

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成25年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策4 農林水産業の早期復興(県の評価原案: やや遅れている)

施策1 魅力ある農業・農村の再興(県の評価原案: 概ね順調)

施策2 活力ある林業の再生(県の評価原案: 概ね順調)

施策3 新たな水産業の創造(県の評価原案: やや遅れている)

施策4 一次産業を牽引する食産業の振興(県の評価原案: やや遅れている)

第1分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある 】

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成25年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策4 農林水産業の早期復興(県の評価原案: やや遅れている)

施策1 魅力ある農業・農村の再興(県の評価原案: 概ね順調)

施策2 活力ある林業の再生(県の評価原案: 概ね順調)

施策3 新たな水産業の創造(県の評価原案: やや遅れている)

施策4 一次産業を牽引する食産業の振興(県の評価原案: やや遅れている)

第1分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある 】

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成25年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策4 農林水産業の早期復興(県の評価原案: やや遅れている)

施策1 魅力ある農業・農村の再興(県の評価原案: 概ね順調)

施策2 活力ある林業の再生(県の評価原案: 概ね順調)

施策3 **新たな水産業の創造(県の評価原案: やや遅れている)**

施策4 一次産業を牽引する食産業の振興(県の評価原案: やや遅れている)

第1分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

課題と対応方針については、事業の成果や県民意識を踏まえ、分かりやすく記載する必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成25年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策4 農林水産業の早期復興(県の評価原案: やや遅れている)

施策1 魅力ある農業・農村の再興(県の評価原案: 概ね順調)

施策2 活力ある林業の再生(県の評価原案: 概ね順調)

施策3 新たな水産業の創造(県の評価原案: やや遅れている)

施策4 一次産業を牽引する食産業の振興(県の評価原案: やや遅れている)

第1分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

課題と対応方針については、事業の成果や県民意識を踏まえ、分かりやすく記載する必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成25年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【政策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策6 子どもを生き育てやすい環境づくり(県の評価原案:やや遅れている)

施策13 次代を担う子どもを安心して生き育てることができる環境づくり(県の評価原案:やや遅れている)

施策14 家庭・地域・学校の協働による子どもの健全な育成(県の評価原案:やや遅れている)

第2分科会

□県の評価「政策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、政策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある 】

子どもを生き育てやすい環境づくりを推進するためには、事業の実態をふまえ、「理解に努める」だけでなく、地域全体で子どもを育てる仕組み作りを展開していく必要があると考える。

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成25年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策6 子どもを生き育てやすい環境づくり(県の評価原案:やや遅れている)

施策13 次代を担う子どもを安心して生き育てることができる環境づくり(県の評価原案:やや遅れている)

施策14 家庭・地域・学校の協働による子どもの健全な育成(県の評価原案:やや遅れている)

第2分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある】

保育所の整備促進については、保育所の整備主体である市町村に対し、他の自治体などの取組を参考にしながら、施設整備や人材育成に関する支援を行うことを、具体的に示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成25年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策6 子どもを生き育てやすい環境づくり(県の評価原案:やや遅れている)

施策13 次代を担う子どもを安心して生き育てることができる環境づくり(県の評価原案:やや遅れている)

施策14 家庭・地域・学校の協働による子どもの健全な育成(県の評価原案:やや遅れている)

第2分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

設定されている目標指標の「朝食を欠食する児童の割合(小学校6年生)」は、抽出調査結果であることなどから、目標指標の特性や適用の限界などを踏まえながら、より実態に即した目標指標の達成度の分析を行い、施策の成果をより分かりやすく示す工夫が必要であると考えます。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある 】

子どもの生活習慣の改善に関連して、子どもの肥満解消に関する各学校の取組を支援する必要があると考える。

協働教育の推進については、未実施市町への働きかけについて、具体的に示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成25年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【政策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策7 将来の宮城を担う子どもの教育環境づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策15 着実な学力向上と希望する進路の実現(県の評価原案:概ね順調)

施策16 豊かな心と健やかな体の育成(県の評価原案:やや遅れている)

施策17 児童生徒や地域のニーズに応じた特色ある教育環境づくり(県の評価原案:概ね順調)

第2分科会

□県の評価「政策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

設定されている目標指標だけでは、政策を構成する施策の成果を十分に把握することができない。目標指標が達成しにくい社会経済情勢や中長期的な改善状況等の目標指標を補完するようなデータや取組を用いて成果の把握に努めるなど、政策の成果をより分かりやすく示す工夫が必要であると考え。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ある】

志教育は教育行政の基本的な考え方であることから、各学校で十分に理解されるように支援するとともに、その意義を再確認した上で、各取組を進めていく必要があると考える。

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成25年度政策評価部会分科会 審議結果報告書 【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策7 将来の宮城を担う子どもの教育環境づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策15 着実な学力向上と希望する進路の実現(県の評価原案:概ね順調)

施策16 豊かな心と健やかな体の育成(県の評価原案:やや遅れている)

施策17 児童生徒や地域のニーズに応じた特色ある教育環境づくり(県の評価原案:概ね順調)

第2分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

設定されている目標指標の「体験活動やインターンシップ等の参加人数」は、学校やインターンシップ受入事業所が被災し、目標が達成しにくい社会経済情勢であることを評価の理由に具体的に記載する必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が <u>ない</u> ・ <u>ある</u> 】

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成25年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策7 将来の宮城を担う子どもの教育環境づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策15 着実な学力向上と希望する進路の実現(県の評価原案:概ね順調)

施策16 豊かな心と健やかな体の育成(県の評価原案:やや遅れている)

施策17 児童生徒や地域のニーズに応じた特色ある教育環境づくり(県の評価原案:概ね順調)

第2分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

設定されている目標指標だけでは、施策の成果を十分に把握することができない。中長期的な改善状況等の目標指標を補完できるようなデータや取組を用いて、成果の把握に努めるなど、施策の成果をより分かりやすく示す工夫が必要であると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が <u>ない</u> ・ <u>ある</u> 】

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成25年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策7 将来の宮城を担う子どもの教育環境づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策15 着実な学力向上と希望する進路の実現(県の評価原案:概ね順調)

施策16 豊かな心と健やかな体の育成(県の評価原案:やや遅れている)

施策17 児童生徒や地域のニーズに応じた特色ある教育環境づくり(県の評価原案:概ね順調)

第2分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある 】

地域から信頼される学校づくりや生徒の適切な進路指導を進めるためには、この施策が志教育の観点から行われている取組であることを明確にする必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成25年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【政策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策8 生涯現役で安心して暮らせる社会の構築(県の評価原案:概ね順調)

- 施策18 多様な就業機会や就業環境の創出(県の評価原案:概ね順調)
- 施策19 安心できる地域医療の充実(県の評価原案:概ね順調)
- 施策20 生涯を豊かに暮らすための健康づくり(県の評価原案:概ね順調)
- 施策21 高齢者が元気に安心して暮らせる環境づくり(県の評価原案:概ね順調)
- 施策22 障害があっても安心して生活できる地域社会の実現(県の評価原案:概ね順調)
- 施策23 生涯学習社会の確立とスポーツ・文化芸術の振興(県の評価原案:やや遅れている)

第2分科会

□県の評価「政策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

施策19については、平成24年度の目標値が設定されていない目標指標があるなど、施策の成果を十分に把握することができない。目標指標を補完できるよう、その実績値の状況及び内容についての分析を用いて成果の把握に努めるなど、評価の理由をよりわかりやすく示す工夫が必要である。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある】

実態として不足している介護職員等や特に雇用のミスマッチの著しい職種・業種については、より一層の取組が必要であると考えます。

救急搬送時間について詳細な分析を行うことを含めて、より具体的な対応方針を分かりやすく記載する必要のあると考えます。

県の文化資本としての図書や公立図書館のネットワークを活用し、被災者、県民の心の復興に向けた取組をより積極的に行う必要があると考えます。

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成25年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策8 生涯現役で安心して暮らせる社会の構築(県の評価原案:概ね順調)

施策18 多様な就業機会や就業環境の創出(県の評価原案:概ね順調)

施策19 安心できる地域医療の充実(県の評価原案:概ね順調)

施策20 生涯を豊かに暮らすための健康づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策21 高齢者が元気に安心して暮らせる環境づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策22 障害があっても安心して生活できる地域社会の実現(県の評価原案:概ね順調)

施策23 生涯学習社会の確立とスポーツ・文化芸術の振興(県の評価原案:やや遅れている)

第2分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある 】

実態として不足している介護職員等や特に雇用のミスマッチの著しい職種・業種については、より一層の取組が必要であると考えます。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成25年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策8 生涯現役で安心して暮らせる社会の構築(県の評価原案:概ね順調)

施策18 多様な就業機会や就業環境の創出(県の評価原案:概ね順調)

施策19 安心できる地域医療の充実(県の評価原案:概ね順調)

施策20 生涯を豊かに暮らすための健康づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策21 高齢者が元気に安心して暮らせる環境づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策22 障害があっても安心して生活できる地域社会の実現(県の評価原案:概ね順調)

施策23 生涯学習社会の確立とスポーツ・文化芸術の振興(県の評価原案:やや遅れている)

第2分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

目標指標のうち二つについては、平成24年度の目標値が設定されていないため、施策の成果を把握することができない。また、設定されている目標指標だけでは施策の成果を十分に把握することができない。目標指標を補完できるよう、その実績値の状況及び内容についての分析を用いて成果の把握に努めるなど、評価の理由をより分かりやすく示す工夫が必要である。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ ない ・ ある】

目標値を達成していない「救急搬送時間」について詳細な分析を行うことを含めて、課題に対応したより具体的な対応方針を分かりやすく記載する必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成25年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策8 生涯現役で安心して暮らせる社会の構築(県の評価原案:概ね順調)

施策18 多様な就業機会や就業環境の創出(県の評価原案:概ね順調)

施策19 安心できる地域医療の充実(県の評価原案:概ね順調)

施策20 生涯を豊かに暮らすための健康づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策21 高齢者が元気に安心して暮らせる環境づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策22 障害があっても安心して生活できる地域社会の実現(県の評価原案:概ね順調)

施策23 生涯学習社会の確立とスポーツ・文化芸術の振興(県の評価原案:やや遅れている)

第2分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある 】

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成25年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策8 生涯現役で安心して暮らせる社会の構築(県の評価原案:概ね順調)

施策18 多様な就業機会や就業環境の創出(県の評価原案:概ね順調)

施策19 安心できる地域医療の充実(県の評価原案:概ね順調)

施策20 生涯を豊かに暮らすための健康づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策21 高齢者が元気に安心して暮らせる環境づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策22 障害があっても安心して生活できる地域社会の実現(県の評価原案:概ね順調)

施策23 生涯学習社会の確立とスポーツ・文化芸術の振興(県の評価原案:やや遅れている)

第2分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある 】

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成25年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策8 生涯現役で安心して暮らせる社会の構築(県の評価原案:概ね順調)

施策18 多様な就業機会や就業環境の創出(県の評価原案:概ね順調)

施策19 安心できる地域医療の充実(県の評価原案:概ね順調)

施策20 生涯を豊かに暮らすための健康づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策21 高齢者が元気に安心して暮らせる環境づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策22 障害があっても安心して生活できる地域社会の実現(県の評価原案:概ね順調)

施策23 生涯学習社会の確立とスポーツ・文化芸術の振興(県の評価原案:やや遅れている)

第2分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある 】

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成25年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策8 生涯現役で安心して暮らせる社会の構築(県の評価原案:概ね順調)

施策18 多様な就業機会や就業環境の創出(県の評価原案:概ね順調)

施策19 安心できる地域医療の充実(県の評価原案:概ね順調)

施策20 生涯を豊かに暮らすための健康づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策21 高齢者が元気に安心して暮らせる環境づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策22 障害があっても安心して生活できる地域社会の実現(県の評価原案:概ね順調)

施策23 生涯学習社会の確立とスポーツ・文化芸術の振興(県の評価原案:やや遅れている)

第2分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ ない ・ ある】

県の文化資本としての図書館を活用して県民の心の復興に向けた取組みをより積極的に行う必要があると考える。また、公立図書館のネットワークを活用し、図書館を通じて被災者の文化生活的向上により積極的に取り組む必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成25年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【政策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策9 コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実(県の評価原案:やや遅れている)
施策24 コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実(県の評価原案:やや遅れている)

第2分科会

□県の評価「政策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、政策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

設定されている目標指標だけでは政策の成果を十分に把握することができない。また特に公共交通に関するデータや取組を用いて成果の指標化に努めるなど、政策の成果をより分かりやすく示す工夫が必要であると考え。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある 】

「コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実」に関する県としての明確な方針を定めて、それに則って市町村を支援していく必要があると考える。現在の構成事業には、施策目標と必ずしも整合的でないものも含まれるので、その効果为目标に照らして検討する必要がある。

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成25年度政策評価部会分科会 審議結果報告書 【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策9 コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実(県の評価原案:やや遅れている)

施策24 コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実(県の評価原案:やや遅れている)

第2分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

設定されている目標指標だけでは施策の成果を十分に把握することができない。また特に公共交通に関するデータや取組を用いて成果の指標化に努めるなど、施策の成果をより分かりやすく示す工夫が必要であると考え。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある】

「コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実」に関する県としての明確な方針を定めて、それによって市町村を支援していく必要があると考える。現在の構成事業には、施策目標と必ずしも整合的でないものも含まれるので、その効果を目指して検討する必要がある。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成25年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【政策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策10 だれもが安全に、尊重し合いながら暮らせる環境づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策25 安全で安心なまちづくり(県の評価原案:概ね順調)

施策26 外国人も活躍できる地域づくり(県の評価原案:概ね順調)

第2分科会

□県の評価「政策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

施策25については、高齢者の消費者被害対策の現状分析やその取組等を用いて成果の把握に努めるなど、評価の理由をより分かりやすく示す工夫が必要であると考えます。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある 】

「だれもが安全に、尊重し合いながら暮らせる環境づくり」を推進していくためには、高齢者の消費者被害対策、子ども、女性、高齢者に対するDV被害対策、受け入れる外国人のニーズに応じた対応等について関係部局、関係機関と連携して取組を行う必要があると考えます。

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成25年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策10 だれもが安全に、尊重し合いながら暮らせる環境づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策25 安全で安心なまちづくり(県の評価原案:概ね順調)

施策26 外国人も活躍できる地域づくり(県の評価原案:概ね順調)

第2分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

目標指標を補完できるようなデータや施策を取り巻く環境及び社会経済情勢の変化に応じた高齢者の消費者被害対策の現状分析やその取組等を用いて成果の把握に努めるなど、施策の成果をより分かりやすく示す工夫が必要であると考えます。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ ない ・ ある 】

高齢者の消費者被害については、社会福祉協議会、町内会、民生委員等の関係機関と連携し、被害の予防に努めるとともに、実害が生じる前の初期対応等の被害者保護を積極的に行う必要があると考える。また、子ども、女性、高齢者に対するDVの被害についても、関係機関と連携し、未然防止及び被害者保護を積極的に行う必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成25年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策10 だれもが安全に、尊重し合いながら暮らせる環境づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策25 安全で安心なまちづくり(県の評価原案:概ね順調)

施策26 外国人も活躍できる地域づくり(県の評価原案:概ね順調)

第2分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある 】

「外国人も活躍できる地域づくり」を推進していくためには、外国企業の誘致や留学など、受け入れる外国人のニーズに応じて関係部局・関係機関と連携した取組を行う必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成25年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【政策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策2 保健・医療・福祉提供体制の回復(県の評価原案:概ね順調)

- 施策1 安心できる地域医療の確保(県の評価原案:概ね順調)
- 施策2 未来を担う子どもたちへの支援(県の評価原案:概ね順調)
- 施策3 だれもが住みよい地域社会の構築(県の評価原案:概ね順調)

第2分科会

□県の評価「政策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある 】

ICT(情報通信技術)の活用による医療、保健、福祉の分野でのネットワークの構築を進めるとともに、診療科ごとや夜間・救急対応も含めた総合的な診療体制の構築に関する取組を進める必要があると考える。

児童福祉関連施設の復旧工事完了の見通しや、地域包括ケア体制の構築などのソフト対策の推進について、具体的に示す必要があると考える。

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成25年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策2 保健・医療・福祉提供体制の回復(県の評価原案:概ね順調)

施策1 安心できる地域医療の確保(県の評価原案:概ね順調)

施策2 未来を担う子どもたちへの支援(県の評価原案:概ね順調)

施策3 だれもが住みよい地域社会の構築(県の評価原案:概ね順調)

第2分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が次のとおり不十分で、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価の妥当性を認めることができない。最終評価を行うに当たり、評価内容を検討する必要があると判断される。

設定されている目標指標のうち二つについては達成率が「0%」であるため、施策の成果を評価するデータとしては不十分である。目標指標を補完できるようなデータや事業の実績及び成果等を踏まえて評価する必要がある。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

ICT(情報通信技術)を活用した医療連携構築については、医療の分野だけではなく、保健、福祉の分野を含めたネットワークの構築を進める必要があると考える。

医師等医療系人材の確保については、診療科ごとや夜間・救急対応も含めた総合的な診療体制の構築に関する取組を進める必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成25年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策2 保健・医療・福祉提供体制の回復(県の評価原案:概ね順調)

施策1 安心できる地域医療の確保(県の評価原案:概ね順調)

施策2 未来を担う子どもたちへの支援(県の評価原案:概ね順調)

施策3 だれもが住みよい地域社会の構築(県の評価原案:概ね順調)

第2分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が **ない** ・ **ある** 】

児童福祉関連施設の早期復旧については、復旧工事が完了していない施設の完了の見通しなどを、具体的に示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成25年度政策評価部会分科会 審議結果報告書 【施策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策2 保健・医療・福祉提供体制の回復(県の評価原案:概ね順調)

施策1 安心できる地域医療の確保(県の評価原案:概ね順調)

施策2 未来を担う子どもたちへの支援(県の評価原案:概ね順調)

施策3 **だれもが住みよい地域社会の構築(県の評価原案:概ね順調)**

第2分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある 】

だれもが住みよい地域社会の構築を進めるためには、地域包括ケア体制の構築などのソフト対策の推進について、具体的に示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成25年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【政策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策6 安心して学べる教育環境の確保(県の評価原案:概ね順調)

- 施策1 安全・安心な学校教育の確保(県の評価原案:概ね順調)
- 施策2 家庭・地域の教育力の再構築(県の評価原案:やや遅れている)
- 施策3 生涯学習・文化・スポーツ活動の充実(県の評価原案:概ね順調)

第2分科会

□県の評価「政策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

施策1については、公立小中学校の復旧状況等を用いて成果の把握に努めるなど、評価の理由をより分かりやすく示す工夫が必要であると考えます。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ある】

公立小中学校等の災害復旧工事については、実施主体である市町村等に対し、より積極的にきめ細やかな支援を行う必要があると考える。また、学校安全計画の策定及びその地域連携については、部局横断的な地域連携に向けた組織づくりや防災教育に関する副読本に係る具体的な取組を掲げて、分かりやすく記載する必要があると考える。

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成25年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策6 安心して学べる教育環境の確保(県の評価原案:概ね順調)

施策1 安全・安心な学校教育の確保(県の評価原案:概ね順調)

施策2 家庭・地域の教育力の再構築(県の評価原案:やや遅れている)

施策3 生涯学習・文化・スポーツ活動の充実(県の評価原案:概ね順調)

第2分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

設定されている目標指標だけでは、施策の成果を十分に把握することができない。災害復旧工事が完了した公立小中学校数等の目標指標を補完できるようなデータや取組を用いて、成果の把握に努めるなど、施策の成果をより分かりやすく示す工夫が必要であると考えます。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある 】

公立小中学校等の災害復旧工事については、実施主体である市町村等に対し、より積極的にきめ細やかな支援を行う必要があると考えます。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成25年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策6 安心して学べる教育環境の確保(県の評価原案:概ね順調)

施策1 安全・安心な学校教育の確保(県の評価原案:概ね順調)

施策2 家庭・地域の教育力の再構築(県の評価原案:やや遅れている)

施策3 生涯学習・文化・スポーツ活動の充実(県の評価原案:概ね順調)

第2分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が な い あ る 】

学校安全計画の策定及びその地域連携については、部局横断的な地域連携に向けた組織づくりや防災教育に関する副読本に係る具体的な取組を掲げて、分かりやすく記載する必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成25年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策6 安心して学べる教育環境の確保(県の評価原案:概ね順調)

施策1 安全・安心な学校教育の確保(県の評価原案:概ね順調)

施策2 家庭・地域の教育力の再構築(県の評価原案:やや遅れている)

施策3 生涯学習・文化・スポーツ活動の充実(県の評価原案:概ね順調)

第2分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある 】

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成25年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【政策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策11 経済・社会の持続的発展と環境保全の両立(県の評価原案:概ね順調)

施策27 環境に配慮した社会経済システムの構築と地球環境保全への貢献(県の評価原案:概ね順調)

施策28 廃棄物等の3R(発生抑制・再使用・再生利用)と適正処理の推進(県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

□県の評価「政策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

各構成施策で設定されている目標指標は、その特性や適用の限界があるものや、評価対象年度の数値が把握できていないものがあるなど、政策を構成する施策の成果を把握するデータとしては不十分である。政策を構成する各施策について、目標指標を補完できるようなデータや取組を用いて成果の把握に努めるなど、政策の成果をより分かりやすく示す工夫が必要であると考えます。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある 】

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成25年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策11 経済・社会の持続的発展と環境保全の両立(県の評価原案:概ね順調)

施策27 環境に配慮した社会経済システムの構築と地球環境保全への貢献(県の評価原案:概ね順調)

施策28 廃棄物等の3R(発生抑制・再使用・再生利用)と適正処理の推進(県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が次のとおり不十分で、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価の妥当性を認めることができない。最終評価を行うに当たり、評価内容を検討する必要があると判断される。

設定されている目標指標は、累積して把握するものと単年度ごとに把握するものが混在しており、その特性や適用の限界がある。また、設定されている目標指標だけでは、施策の成果を把握するデータとしては不十分である。二酸化炭素の総排出量に対する施策の削減効果を示すなど、目標指標を補完できるようなデータや事業の実績及び成果等を踏まえて評価する必要がある。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が な い あ る 】

課題と対応方針については、目標指標の設定だけでなく、遅れている取組についても記載する必要があると考える。

エネルギー需給に関する長期見通しに基づいて、再生可能エネルギーに関する取組を検討する必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成25年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策11 被災者の生活再建と生活環境の確保(県の評価原案:概ね順調)

施策27 環境に配慮した社会経済システムの構築と地球環境保全への貢献(県の評価原案:概ね順調)

施策28 廃棄物等の3R(発生抑制・再使用・再生利用)と適正処理の推進(県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

設定されている目標指標は、現況値の把握に時間を要した結果、評価対象年度の施策の成果を反映したものとなっていない。震災の影響を迅速に反映し目標指標を補完できるようなデータや取組を用いて成果の把握に努めるなど、施策の成果をより分かりやすく示す工夫が必要であると考え。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ある】

課題と対応方針については、震災の特殊事情を反映したものとすることが望ましい。実際には、目標指標として過年度の数値しか得られていないため、その遅れを念頭に置いた記述にする必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成25年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【政策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策12 豊かな自然環境, 生活環境の保全(県の評価原案: やや遅れている)
施策29 豊かな自然環境, 生活環境の保全(県の評価原案: やや遅れている)

第3分科会

□県の評価「政策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、政策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

設定されている目標指標のうち、「豊かな自然環境の保護・保全を目的とした指定地域の県土面積に占める割合」は、数値の大きな変化は期待できず、「松くい虫被害による枯損木量」は、事業費の増加にも拘らず状態は悪化している。また「閉鎖性水域の水質(COD)」は、有意な改善とは言い難い。

設定されている目標指標は、政策の成果を十分に反映するものとなっていない。目標指標を補完できるようなデータや取組を用いて成果の把握に努めるなど、政策の成果をより分かりやすく示す工夫が必要であると考え。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ある】

課題は認識されているが、それに対する対応方針はモニタリングに留まっているので、より具体的な対策を示す必要があると考える。

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成25年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策12 豊かな自然環境, 生活環境の保全(県の評価原案: やや遅れている)

施策29 豊かな自然環境, 生活環境の保全(県の評価原案: やや遅れている)

第3分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

設定されている目標指標のうち、「豊かな自然環境の保護・保全を目的とした指定地域の県土面積に占める割合」は、数値の大きな変化は期待できず、「松くい虫被害による枯損木量」は、事業費の増加にも拘らず状態は悪化している。また「閉鎖性水域の水質(COD)」は、有意な改善とは言い難い。

設定されている目標指標は、施策の成果を十分に反映するものとなっていない。目標指標を補完できるようなデータや取組を用いて成果の把握に努めるなど、施策の成果をより分かりやすく示す工夫が必要であると考え。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ある】

課題は認識されているが、それに対する対応方針はモニタリングに留まっているので、より具体的な対策を示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成25年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【政策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策13 住民参画型の社会資本整備や良好な景観の形成(県の評価原案:概ね順調)

施策30 住民参画型の社会資本整備や良好な景観の形成(県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

□県の評価「政策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

政策を構成する事業と、政策目的である「住民参画型の社会資本整備や良好な景観の形成」との整合性に問題がある。また、多くが非予算的事业とされるが、その性格が明確ではないと思われる。

特に政策を構成する事業費のほとんどは、農業農村整備事業によって占められるが、それらが住民参画型の社会資本整備や良好な景観の形成にどう貢献するかを記載するなど、評価の理由をより分かりやすく示す工夫が必要であると考え。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ある】

課題と対応方針については、震災後の社会経済情勢の変化を踏まえた具体的な取組を示すなど、より分かりやすく記載する必要があると考え。

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成25年度政策評価部会分科会 審議結果報告書 【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策13 住民参画型の社会資本整備や良好な景観の形成(県の評価原案:概ね順調)

施策30 住民参画型の社会資本整備や良好な景観の形成(県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

施策を構成する事業と、施策目的「住民参画型の社会資本整備や良好な景観の形成」との整合性に問題がある。また、多くが非予算的事業とされるが、その性格が明確ではないと思われる。

特に施策を構成する事業費のほとんどは、農業農村整備事業によって占められるが、それらが住民参画型の社会資本整備や良好な景観の形成にどう貢献するかを記載するなど、評価の理由をより分かりやすく示す工夫が必要であると考え。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある】

課題と対応方針については、震災後の社会経済情勢の変化を踏まえた具体的な取組を示すなど、より分かりやすく記載する必要があると考え。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成25年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【政策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策14 宮城県沖地震など大規模災害による被害を最小限にする県土づくり(県の評価原案:概ね順調)
施策31 宮城県沖地震に備えた施設整備や情報ネットワークの充実(県の評価原案:概ね順調)
施策32 洪水や土砂災害などの大規模自然災害対策の推進(県の評価原案:概ね順調)
施策33 地域ぐるみの防災体制の充実(県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

□県の評価「政策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

設定されている目標指標は、目標値の設定の観点からその特性や適用の限界があるため、政策を構成する施策の成果を十分に把握することができない。目標指標を補完できるようなデータや取組を用いて成果の把握に努めるなど、政策の成果をより分かりやすく示す工夫が必要であると考えます。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある 】

宮城県沖地震など大規模災害による被害を最小限にする県土づくりを進めるために、政策・施策の方向性を踏まえ、将来ビジョンの枠組みにとらわれすぎない政策展開が必要であると考えます。

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成25年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策14 宮城県沖地震など大規模災害による被害を最小限にする県土づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策31 宮城県沖地震に備えた施設整備や情報ネットワークの充実(県の評価原案:概ね順調)

施策32 洪水や土砂災害などの大規模自然災害対策の推進(県の評価原案:概ね順調)

施策33 地域ぐるみの防災体制の充実(県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

設定されている目標指標の「多数の者が利用する特定建築物の耐震化率」は、現況値の把握ができていないため、施策の成果を把握することができない。目標指標を補完できるようなデータや情報ネットワークの充実に関する取組等を用いて成果の把握に努めるなど、施策の成果をより分かりやすく示す工夫が必要であると考え。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が **ない** ・ **ある** 】

既に耐震化が完了した緊急輸送道路の橋梁について、改訂された道路橋示方書に基づき検証を行う必要があると考える。また、当該施策は「宮城県沖地震に備えた施設整備や情報ネットワークの充実」であることから、情報ネットワークに関する取組の成果を反映する目標指標を掲げ、事業を進めていく必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成25年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策14 宮城県沖地震など大規模災害による被害を最小限にする県土づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策31 宮城県沖地震に備えた施設整備や情報ネットワークの充実(県の評価原案:概ね順調)

施策32 洪水や土砂災害などの大規模自然災害対策の推進(県の評価原案:概ね順調)

施策33 地域ぐるみの防災体制の充実(県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

設定されている目標指標の「土砂災害危険箇所におけるソフト対策実施箇所数」は、警戒区域を設定した箇所数であり、具体的なソフト対策を実施した箇所数ではないなど、施策の成果を把握するデータとしては不十分である。

すべての目標指標が前年度より達成度を下げているにも関わらず「概ね順調」と評価することは、目標指標が施策の成果を十分反映するものとなっていないことを示唆する。目標指標を補完できるようなデータや取組を用いて成果の把握に努めるなど、施策の成果をより分かりやすく示す工夫が必要であると考えられる。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が **ない** ・ **ある** 】

「宮城県河川流域情報システム」等について、災害発生時にアクセスが集中した場合でもシステムが有効に機能することについて検証を行う必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成25年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策14 宮城県沖地震など大規模災害による被害を最小限にする県土づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策31 宮城県沖地震に備えた施設整備や情報ネットワークの充実(県の評価原案:概ね順調)

施策32 洪水や土砂災害などの大規模自然災害対策の推進(県の評価原案:概ね順調)

施策33 地域ぐるみの防災体制の充実(県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

設定されている目標指標の「防災リーダー養成者数」は、防災リーダーの現況や実働可能な人員数を表すものではなく、また、自主防災組織との関係から、目標指標の適用の限界があるため、施策の成果を把握するデータとしては不十分である。目標指標を補完できるようなデータを用いるなど、施策の成果をより分かりやすく示す工夫が必要であると考え。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

防災リーダーについては、養成後の再研修を通じて、実際に活動できる人員の確保に努める必要があると考える。また、自主防災組織の現況を把握し、震災時に当該組織がどのように機能したのかを検証した上で、発災曜日や時刻に関する様々な想定の下にシミュレーションを行って問題点を把握し、事業を構成する必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成25年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【政策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策1 被災者の生活再建と生活環境の確保(県の評価原案:やや遅れている)

施策1 被災者の生活環境の確保(県の評価原案:やや遅れている)

施策2 廃棄物の適正処理(県の評価原案:概ね順調)

施策3 持続可能な社会と環境保全の実現(県の評価原案:やや遅れている)

第3分科会

□県の評価「政策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、政策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

課題と対応方針については、長期的な視点から、政策・施策全体の今後の見通し(出口戦略を含む)を踏まえて、アクションプランを提示する必要があると考える。

エコタウン形成に関する指針や、自然エネルギー導入に関する支援策についても、具体的な記述が望まれる。

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成25年度政策評価部会分科会 審議結果報告書 【施策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策1 被災者の生活再建と生活環境の確保(県の評価原案:やや遅れている)

施策1 被災者の生活環境の確保(県の評価原案:やや遅れている)

施策2 廃棄物の適正処理(県の評価原案:概ね順調)

施策3 持続可能な社会と環境保全の実現(県の評価原案:やや遅れている)

第3分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

災害公営住宅の整備を進めるためには、マンパワーや資材の不足解消について、できる限り速やかに調整を図り、整備が遅滞なく進むような配慮が必要であると考えます。

また、コミュニティの構築・維持には多くの部局が関連するため、それら部局間の連携が円滑な施策の遂行に不可欠であると考えます。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成25年度政策評価部会分科会 審議結果報告書 【施策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策1 被災者の生活再建と生活環境の確保(県の評価原案:やや遅れている)

施策1 被災者の生活環境の確保(県の評価原案:やや遅れている)

施策2 廃棄物の適正処理(県の評価原案:概ね順調)

施策3 持続可能な社会と環境保全の実現(県の評価原案:やや遅れている)

第3分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

設定されている目標指標の「災害廃棄物等処理率(県処理分)」は、県全体の災害廃棄物の総量ではなく、また総量自体も当初見積もりより減少する傾向にあるため、施策の成果を把握する指標としては不安定である。現在の県全体の災害廃棄物の総量や当該量に対する処理率などの目標指標を補完できるようなデータや取組を用いて成果の把握に努めるなど、施策の成果をより分かりやすく示す工夫が必要であるとする。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ある】

海中がれきの総量把握は困難と思われるものの、今後、継続的に発生が見込まれることから、長期にわたって処理できるようなスキームを検討する必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成25年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策1 被災者の生活再建と生活環境の確保(県の評価原案:やや遅れている)

施策1 被災者の生活環境の確保(県の評価原案:やや遅れている)

施策2 廃棄物の適正処理(県の評価原案:概ね順調)

施策3 持続可能な社会と環境保全の実現(県の評価原案:やや遅れている)

第3分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

施策「持続可能な社会と環境保全の実現」は宮城県震災復興計画の体系に基づく施策であることから、目標指標の達成状況や事業の実績及び成果等については、震災復興と関連付けて記載するなど、評価の理由をより分かりやすく示す工夫が必要であると考えます。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある】

課題と対応方針については、国のエネルギー基本計画の見直し等を待っただけでなく、エコタウンの形成を含めて、県独自のアクションプランを策定するなど、具体的な取組みを記載する必要があると考えます。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成25年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【政策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策5	公共土木施設の早期復旧(県の評価原案: やや遅れている)
施策1	道路, 港湾, 空港などの交通基盤の確保・整備促進(県の評価原案: 概ね順調)
施策2	海岸, 河川などの県土保全(県の評価原案: やや遅れている)
施策3	上下水道などのライフラインの復旧(県の評価原案: 順調)
施策4	沿岸市町をはじめとするまちの再構築(県の評価原案: やや遅れている)

第3分科会

□県の評価「政策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり, 政策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は, 妥当であると判断される。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について, 「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき, 判定をお願いします。また, そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に, 意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある】

「公共土木施設の早期復旧」を進めるためには, 合意形成が重要であることから, 市町や権利者の合意形成を待つだけでなく, 県が積極的に関与しリーダーシップを発揮して政策に取り組む必要があると考える。

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について, 課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか, 対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき, 原案に対して意見がある場合には, 意見の内容を具体的に御記入願います。

平成25年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策5 公共土木施設の早期復旧(県の評価原案: やや遅れている)

施策1 道路, 港湾, 空港などの交通基盤の確保・整備促進(県の評価原案: 概ね順調)

施策2 海岸, 河川などの県土保全(県の評価原案: やや遅れている)

施策3 上下水道などのライフラインの復旧(県の評価原案: 順調)

施策4 沿岸市町をはじめとするまちの再構築(県の評価原案: やや遅れている)

第3分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり, 施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は, 妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について, 評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき, 判定をお願いします。また, そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に, 意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある】

道路, 港湾, 空港などの交通基盤の確保・整備促進を図るためには, 具体的な事例を掲げて, 課題と対応方針を分かりやすく記載する必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について, 課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか, 対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき, 原案に対して意見がある場合には, 意見の内容を具体的に御記入願います。

平成25年度政策評価部会分科会 審議結果報告書 【施策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

- 政策5 公共土木施設の早期復旧(県の評価原案: やや遅れている)
- 施策1 道路, 港湾, 空港などの交通基盤の確保・整備促進(県の評価原案: 概ね順調)
- 施策2 海岸, 河川などの県土保全(県の評価原案: やや遅れている)
- 施策3 上下水道などのライフラインの復旧(県の評価原案: 順調)
- 施策4 沿岸市町をはじめとするまちの再構築(県の評価原案: やや遅れている)

第3分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

設定されている目標指標の「比較的頻度の高い津波に対し、施設の防護機能が不足する海岸数」及び「比較的頻度の高い津波に対し、施設の防護機能が不足する河川数」は、初期値と平成24年度の目標値が変わらないため施策の成果を把握することができない。

現在の目標指標は成果をポジティブに評価する指標となっておらず、その評価単位が海岸数・河川数であるため、短期的な成果の把握が困難である。事業費の執行率による進捗率など、より短期的成果を反映するデータや取組を用いるなど、施策の成果をより分かりやすく示す工夫が必要であると考え。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

「公共土木施設災害復旧事業(海岸)」及び「公共土木施設災害復旧事業(河川)」について、計画どおり平成27年度の完成を実現するためには、事業の調整が必要な沿岸市町の復興まちづくり事業との調整においても、県がリーダーシップを発揮して積極的に関与していく必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成25年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

- 政策5 公共土木施設の早期復旧(県の評価原案: やや遅れている)
- 施策1 道路, 港湾, 空港などの交通基盤の確保・整備促進(県の評価原案: 概ね順調)
- 施策2 海岸, 河川などの県土保全(県の評価原案: やや遅れている)
- 施策3 上下水道などのライフラインの復旧(県の評価原案: 順調)**
- 施策4 沿岸市町をはじめとするまちの再構築(県の評価原案: やや遅れている)

第3分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり, 施策の成果について「順調」とした県の評価は, 妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について, 評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき, 判定をお願いします。また, そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に, 意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある 】

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について, 課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか, 対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき, 原案に対して意見がある場合には, 意見の内容を具体的に御記入願います。

平成25年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

- 政策5 公共土木施設の早期復旧(県の評価原案: やや遅れている)
- 施策1 道路, 港湾, 空港などの交通基盤の確保・整備促進(県の評価原案: 概ね順調)
- 施策2 海岸, 河川などの県土保全(県の評価原案: やや遅れている)
- 施策3 上下水道などのライフラインの復旧(県の評価原案: 順調)
- 施策4 沿岸市町をはじめとするまちの再構築(県の評価原案: やや遅れている)**

第3分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

設定されている目標指標は、すべて目標値を達成しているものの、県民意識調査において満足群が低く不満群が高いのは、目標指標が具体的な施策の進捗を的確に反映できていないためであると考えられる。目標指標を補完できるようなデータや取組を用いて成果の把握に努めるなど、施策の成果をより分かりやすく示す必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある】

「公共土木施設の早期復旧」について、平成27年度までの完了を実現するために本施策は重要であることから、全体のスケジュール管理を的確に行うとともに、より積極的に住民の合意形成を促進するような取組が必要であると考えます。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成25年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【政策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策7 防災機能・治安体制の回復(県の評価原案:概ね順調)

- 施策1 防災機能の再構築(県の評価原案:概ね順調)
- 施策2 大津波等への備え(県の評価原案:やや遅れている)
- 施策3 自助・共助による市民レベルの防災体制の強化(県の評価原案:概ね順調)
- 施策4 安全・安心な地域社会の構築(県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

□県の評価「政策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が次のとおり不十分で、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価の妥当性を認めることができない。最終評価を行うに当たり、評価内容を検討する必要があると判断される。

設定されている目標指標の中には、信頼性に問題があるものや、現況値を把握できていないものがあるなど、政策を構成する施策の成果を把握できない。政策を構成する各施策について、目標指標を補完できるようなデータや事業の実績及び成果等を踏まえて評価する必要がある。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

「防災機能・治安体制の回復」については、関係市町との連携、今回の震災の被災状況を踏まえた緊急時の対応について、具体的な取組を掲げて分かりやすく記載する必要があると考える。また、防災リーダーの稼働人員等の把握に努めるとともに、減災視点での取組や他の防災関係機関との連携を検討する必要があると考える。

なお、宮城県震災復興計画を進める上で、この政策は重要であるが、防災機能・治安体制の回復を実現するための施策は、掲げられている4つの施策に留まらないと考えられる。より総合的観点から、政策目標を達成するための施策展開を図る必要があると考える。

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成25年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策7 防災機能・治安体制の回復(県の評価原案:概ね順調)

- 施策1 防災機能の再構築(県の評価原案:概ね順調)
- 施策2 大津波等への備え(県の評価原案:やや遅れている)
- 施策3 自助・共助による市民レベルの防災体制の強化(県の評価原案:概ね順調)
- 施策4 安全・安心な地域社会の構築(県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が次のとおり不十分で、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価の妥当性を認めることができない。最終評価を行うに当たり、評価内容を検討する必要があると判断される。

設定されている目標指標の「デジタル化する衛星系無線設備数」は、初期値と平成24年度の目標値が変わらないため施策の成果を把握することができない。また、「年間放射線量1ミリシーベルト未満の学校等の数」は、自然要因による放射性物質の減衰が成果に反映している。加えて「災害拠点病院の耐震化完了数」は達成率が「0%」であるため、施策の成果を評価するデータとしては不十分である。目標指標を補完できるようなデータや事業の実績及び成果等を踏まえて評価する必要がある。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が <u>ない</u> ・ <u>ある</u>】
<p>課題と対応方針については、防災機能の再構築に係る具体的な取組を掲げて、分かりやすく記載する必要があります。</p>

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成25年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策7 防災機能・治安体制の回復(県の評価原案:概ね順調)

施策1 防災機能の再構築(県の評価原案:概ね順調)

施策2 大津波等への備え(県の評価原案:やや遅れている)

施策3 自助・共助による市民レベルの防災体制の強化(県の評価原案:概ね順調)

施策4 安全・安心な地域社会の構築(県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

施策「大津波等への備え」と構成する事業の整合性がとれていない。また、設定されている目標指標の「多数の者が利用する特定建築物の耐震化率」は、施策を構成する事業の成果を必ずしも反映するものとは言えず、現況値の把握もできていないため、施策の成果を的確に把握することができない。目標指標を補完できるようなデータや取組を用いて成果の把握に努めるなど、施策の成果をより分かりやすく示す工夫が必要であると考え。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある】

大津波等への備えについては、減災的視点での取組を検討する必要があると考える。また、県は津波対策ガイドラインを早急に策定し、関係市町における減災を図る必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成25年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策7 防災機能・治安体制の回復(県の評価原案:概ね順調)

施策1 防災機能の再構築(県の評価原案:概ね順調)

施策2 大津波等への備え(県の評価原案:やや遅れている)

施策3 自助・共助による市民レベルの防災体制の強化(県の評価原案:概ね順調)

施策4 安全・安心な地域社会の構築(県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

施策「自助・共助による市民レベルの防災体制の強化」と構成事業の整合性は改善されているものの、設定されている目標指標の「防災リーダー養成者数」は、初期値の設定年度によって達成度・達成率が異なるなど、目標指標の信頼性に問題がある。また、当該指標だけでは施策の成果を把握するデータとしては不十分である。目標指標を補完できるようなデータや取組を用いて成果の把握に努めるなど、施策の成果をより分かりやすく示す工夫が必要であると考え。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある】

自助・共助による市民レベルの防災体制の強化については、防災リーダーの必要人員や実働可能な人員等の実態を把握するとともに、他の防災関係機関との連携を積極的に進める必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成25年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策7 防災機能・治安体制の回復(県の評価原案:概ね順調)

施策1 防災機能の再構築(県の評価原案:概ね順調)

施策2 大津波等への備え(県の評価原案:やや遅れている)

施策3 自助・共助による市民レベルの防災体制の強化(県の評価原案:概ね順調)

施策4 安全・安心な地域社会の構築(県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある】

安全・安心な地域社会の構築を進めるためには、津波等の緊急時における交通整理・避難誘導等の方策について、具体的に検討を進める必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。